

# 単価契約仕様書

子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室

(担当 小西、大野 電話 251-2397)

件名	(単価契約) 市営保育所産業廃棄物(廃プラスチック類) 処分業務
契約期間	令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日
契約条件	別紙のとおり

# 市営保育所産業廃棄物（廃プラスチック類）処分業務仕様書

## 1 総則

本業務は、京都市営保育所にて生じる産業廃棄物（廃プラスチック類）を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令に基づき、適正に処分することを目的とする。

## 2 処理条件

- (1) 処分する産業廃棄物は、廃プラスチック類とする。
- (2) 受け入れた廃プラスチック類については、可能な限りリサイクルすること。また、リサイクルに転用できなかった物についても、自ら適正に処理すること。
- (3) 排出事業場から処理施設への収集運搬業務は含まない。

## 3 処理予定量

処理予定量は、年間約2,320キログラムとする。

ただし、予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

## 4 処理料金の請求

処理料金の請求は、単価（消費税込）×搬入量（kg）とし、当月末日までに産業廃棄物処理完了報告書を添えて、本市の指定する方法により請求すること。

## 5 その他

- (1) 処理を委託する産業廃棄物の性状等に変更があった場合は、その変更内容及び程度を、速やかに書面をもって通知する。
- (2) 本業務の受託者は、受託した産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じた場合は、業務を一時停止し、直ちに本市に当該事由の内容及び本市が受ける影響が最小限となる措置を講じる旨につき、速やかに書面をもって通知すること。
- (3) 契約を解除しようとする際に、本契約に基づいて引渡しを受けた産業廃棄物で、未だ処理業務を完了していないものがあるときは、双方の責任において当該産業廃棄物の処理について、適正な措置を講じるものとする。
- (4) 落札業者は、本委託契約を交わす際、受託者として仕様書の最終頁にある「産業廃棄物処分受託者記入欄」の項目について必ず記入し、受託者の許可証を添付すること。また、受託者が中間処理委託の場合は、中間処理の許可証の写しとともに最終処分地の許可証の写しを必ず添付すること。ただし、最終処分地の許可証の写しを添付できない場合は、契約書を交わす際、「産業廃棄物処分受託者記入欄」の最終処分地の項目（所在地、処理方法、処理能力等）を必ず記載すること。
- (5) 本仕様書に掲げる業務以外の業務の必要が生じた場合は、別途契約する。また、本仕様書に定めがない事項及び疑義が生じた事項については、本市と受託者双方が誠意を持って協議すること。

# 産業廃棄物 処 分 受託者記入欄

受託者に関する項目について、下記の欄を記入すること。  
 ただし、許可証のとおりであれば、『 許可証のとおり』の欄にの記入のみとする。

受託者の許可の事業範囲 (事業の区分)	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受託者の取り扱える 廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受託者が廃棄物の処分等 を行う場所の所在地	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受託者が行う処分方法	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受託者が行う処分の 施設の処理能力	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"><b>※ 受託者の委託業務が中間処理の場合</b></div> 最終処分地について、いずれか選択して <input checked="" type="checkbox"/> を記入し、不備のないようにすること。 <input type="checkbox"/> 最終処分先の許可証の写しを添付 <input type="checkbox"/> 最終処分先を下記のとおり記載	
最終処分先の所在地 ※ 名称・許可番号があれば 必ず記載すること	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
最終処分先の処理方法	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
最終処分先の 施設の処理能力	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり